

報告

地区社会福祉協議会における空き家を活用した活動拠点の現状

—市町村社会福祉協議会調査から—

Current Status of Activity Bases Utilizing Vacant Houses in District Social Welfare Councils: A Survey of Social Welfare Councils in Municipalities

中村美安子<sup>1)</sup>\*, 大原一興<sup>2)</sup>, 藤岡泰寛<sup>2)</sup>

1) 神奈川県立保健福祉大学

2) 横浜国立大学大学院

Miyako Nakamura<sup>1)</sup>, Kazuoki Ohara<sup>2)</sup>, Yasuhiro Fujioka<sup>2)</sup>

1) Kanagawa University of Human Services

2) Yokohama National University

抄 録

目的：地区社会福祉協議会（以下、社会福祉協議会は社協）が、住民相互の生活上の手助け（以下、生活支援）をするボランティアセンターのような取り組みを展開する際には、住民福祉活動の基盤となる活動拠点が必要であり、その確保に地域の空き家を活用することの可能性を検討することが求められる。本研究は、そのための基礎資料を得ることを目的とする。

方法：空き家を活用した住民福祉活動の拠点（以下、空き家活用拠点）をもつ地区があり、かつ生活支援活動に取り組んでいるか、活動を検討している地区がある市町村社協47社協を対象に、質問紙による郵送調査を実施した。

結果と考察：活用されている空き家は、築年数「25～40年」が52.4%、「40年以上」が38.1%であり築古物件が多くを占めている。空間については、入口のある階に使用頻度の高い空間を確保しやすい店舗と平屋建ての物件が活用されている。望ましい空間条件をもつ空き家を活用している地区社協があると回答した市町村社協は7割弱にのぼった。空き家確保のきっかけは、主体的確保と偶発的確保が半数ずつで、空き家活用拠点確保に取り組んでいる市町村社協は半数にとどまった。取り組みが活発な地域は、公的補助等がある地域であった。物件の見つけづらさに課題があった。

結論：公的補助等の有効性と市町村社協等による活動支援の必要性とともに、公的補助等の有無に左右されず、無料又は低額で拠点を確保しようとする場合の、市場に出ない物件の円滑な情報提供の必要性が確認された。空き家活用拠点確保の支援体制について、自治体ならびに市町村社協等による積極的な支援、空き家情報の提供環境整備が必要である。

キーワード：住民福祉活動拠点、空き家活用、地区社会福祉協議会、生活支援

Key Words：Community activity bases, Utilizing vacant houses, District social welfare council, Living support

著者連絡先：\*中村美安子

神奈川県立保健福祉大学

E-mail：nakamura-myk@kuhs.ac.jp

(受付 2022.9.2 / 受理 2022.12.8)

## I. 背景とこれまでの研究成果

### 1. 背景

本研究は、財政基盤の弱い住民福祉活動団体が、買い物支援や見守りなど、生活支援に取り組む際に不可欠な活動拠点（以下、拠点）を確保する方策として、空き家活用の可能性を検討する際の基礎資料を得ようとするものである。

近年、地域での住民の支え合い活動への関心が高まっている。現在、市町村社協の48.9%（全国社会福祉協議会2022:46）に設置されている地区社協は、住民代表が構成員となって活動する住民福祉活動組織の代表例であるが、多くは専有の拠点を持たないため活動が行事型で、住民が生活支援を実施するボランティアセンターのような取り組みは進んでいない。地区社協に限らず住民福祉活動団体の財政基盤は弱く、拠点確保にあたっては、賃貸料が無料又は低額であることが条件となる。無料又は低額で借り受けられる可能性のある地域資源としては、公的施設や福祉施設、学校、地域の空き家等が考えられるが、公的施設等は制限が多く、特定の団体が専有することは難しい場合が少なくない。広く普及しうる方法として現実的なのは、市場に出てこない地域の空き家であろう。

『平成30年住宅・土地統計調査』（総務省統計局2019:2）によれば、全国の空き家数は846万戸、空き家率13.6%であり、いわゆる空き家問題の対象となる「その他の住宅」<sup>(注1)</sup>の割合は、平成20年35.4%、平成25年38.8%、平成30年41.0%と急速に数を増やしている。これらは、親の死亡により実家を相続したものの、貸すことも住むこともないままとなっている個人所有の物件等であり、生まれ育った実家への愛着から、あるいは解体費用の負担の問題などにより取り壊されないうまま放置されている物件である（公益財団法人全国宅地建物取引業協会連合会2016:4）。それゆえ、賃貸することにより生じる面倒を回避し、処分せざるを得ない時期が来るまでは保存しておきたいと考え、そのままにしている所有者が少なくない。これら空き家の一部でも無料あるいは低額で提供されるならば、拠点確保のハードルを格段に低くすることができるであろう。

## 2. これまでの研究成果

2017（平成29）年度に、『平成27年度市区町村社会福祉協議会活動実態調査』（全社協実施）において、「地域福祉推進基礎組織の活動拠点」が「ある」と回答した938社協を対象に筆者らが実施した市町村社協全国調査『地域福祉推進基礎組織<sup>(注2)</sup>の活動拠点調査』<sup>(注3)</sup>（以下、2017年度調査）（中村美安子ほか2018）の結果では、拠点を持つ地区社協が1カ所以上ある市町村社協のうち約8割が、ほぼ全地区に地区社協を設置し、かつ拠点もほぼ全地区で確保されていると回答しているが、拠点の場所は、役場や公民館などの公的施設内が約7割、自治会・町内会の会館が約5割であり、多くは常設・専有ではない。空き家活用での拠点確保については、「どこの地区にもない」と「検討していない」がそれぞれ約7割で、空き家活用の地区がある市町村社協は約1割、「検討をした」地区がある市町村社協は約1割、「話題には上ったが検討には至らなかった」地区がある市町村社協も約1割であった。拠点は、公共施設と空き家活用のどちらが良いと思うかについては、「公共施設がよい」は3割、「空き家でも公共施設でもどちらでも良いと思う」が5.5割で、「公共施設より空き家活用のほうが良い」という回答は2.3%であった。空き家活用の実例は1割にとどまり、「公共施設より空き家活用のほうが良い」という回答もごく少数であるが、半数を超える市町村社協が、空き家活用を拠点確保の方策として除外していないことが把握できた。

また、筆者らが茅ヶ崎市において実施した『住民福祉活動団体が生活支援活動に取り組む際の拠点に適した空き家の条件に関する調査』（以下、茅ヶ崎調査）<sup>(注4)</sup>（中村美安子ほか2019）では、生活支援活動に取り組む際の拠点となる空き家の必須条件は、「一階部分に日常使用するスペース（オフィススペースと活動者の居場となるラウンジスペース）がある」ことで、望ましい条件は「オフィススペースができるだけ独立して確保できる」「イス座で20～30人程度が入れる多目的集会スペースがある」（なお、多目的集会スペースは、全部または一部をラウンジスペースと兼ねることができる）ことであった。具体的な物件像でいえば、望ましいのは「続き間等の一定の広さ（20㎡程度）を確保できる部屋

が、できれば1階」にあり、より望ましいのは「加えて別にもう一部屋がある」物件であった。

市場にのらない空き家情報の把握については、空き家情報が集積する場として、被後見人が施設入所した後の空き家管理に困っているという成年後見人に着目し調査した(中村美安子ほか2022)。その結果、住民福祉活動団体への無料または低額での貸し出しは、物件に紛争がなく、団体の身元が確実であれば検討の余地があるという結果であった。成年後見人だけでなく、PTA、企業等組織化された場に住民福祉活動での活用を投げかけることで、空き家所有者からの情報を得るような取り組みの有用性が把握できた。

## II. 既往研究と本研究の位置づけ

住民活動の拠点に関する空き家活用については、サロンやコミュニティカフェなど住民交流拠点に関する研究が多数あり、住民交流拠点については、戸建て住宅など既存建物からの転用が多数を占め、既存建物であるゆえの限界や立地の問題で半数近くが移転を検討していることを報告するもの(小松尚ほか2007)、続き間が活用されていることを報告するもの(盛永由衣ほか2006、中村久美子2009)などがみられる。また、地域の福祉活動に寄与するために既存の空き家などを転用し整備する事例とその方法に関しては、近年の森らの一連の研究の成果により、転用の事例からそのプロセスや制度による制限、その効果や意義などが整理されている(森一彦ほか2018)。また、その際の手法や手続きについての研究も散見され、例えば中園は手法としての定期借家方式の有用性などについて触れている(中園真ほか2008)。これらの研究は、福祉施設あるいは住民交流の会場としての拠点を対象としており、本研究が対象とする、生活支援を提供するボランティアセンターのような取り組みを展開する住民福祉活動の拠点に関する空き家活用の研究は、筆者らの研究成果以外には見られず、いまだ基礎資料に欠けている。

住民が生活支援を実施するボランティアセンターのような取り組みを展開する際の拠点に、空き家を活用することを検討するためには、現在、空き家活用拠点を確保して生活支援活動を実施している地区

が、それを可能とした要因及び現在活用されている空き家活用拠点の物件条件や課題点を明らかにすることが必要である。

## III. 研究の目的

空き家活用拠点をもち地区社協の現状を把握し、地区社協が、生活支援を実施するボランティアセンターのような取り組みを展開する際には、住民福祉活動の基盤となる活動拠点が必要であり、その確保に地域の空き家を活用することの可能性を検討することが求められる。本研究は、そのための基礎資料を得ることを目的とする。

## IV. 研究の対象と方法

住民福祉活動は住民有志の活動であり定式化が困難であるため、本研究では、市町村社協が全国的に設置を進め、全社協により定期的な実態把握が行われている地区社協の拠点を対象とする。調査は郵送調査とする。地区社協の実態が多様で、調査票の記入が円滑に行える地区ばかりではないため、調査票は市町村社協に送付し、職員による回答を得ることとする。筆者らが実施した2017年度調査において「戸建住宅、アパート、マンション、店舗など空き家を活用している地区がある」と回答した58市町村社協のうち「何らかの家事援助や軽作業など家庭を訪問して生活を支援する活動(生活支援活動)を実施あるいは検討している地区がある」と回答した市町村社協は47あった<sup>(注5)</sup>。本調査では、これら47市町村社協全数を対象とする。

### <調査概要>

調査期間：2020年3月30日～4月24日

対象：市町村社協47か所

方法：郵送調査

内容：自治体規模、拠点の空き家か所数、空き家確保のきっかけ、空き家を見つけた方法、空き家の形態、借りる際の条件、賃貸料、月額賃貸料、賃貸料の財源、築年数、空き家の空間条件の充足状況、当初の家財道具の状態、生活支援活動の取り組み状況、空き家活用

の良さ、空き家活用拠点の現在の課題、  
空き家活用拠点への市町村社協の取り  
組み

## V. 調査結果

47市町村社協のうち21市町村社協から回答があり、回収率は44.7%で、自治体規模の内訳は、5万人以上の一般市11（52.4%）、中核市4（19.0%）、政令市の区3（14.3%）、町村3（14.3%）であった（図S1）。

地区社協は、市町村単位に複数箇所あり、住民主体の団体として形態も多様である。市町村社協がその詳細を把握しきれていない場合もあり調査への無回答が未回収となりやすい。本調査の回答社協も発送数の4割にとどまり分析対象は、21市町村社協となったが、生活支援に取り組んでいる地区社協の、空き家を活用した活動拠点に関する現状を把握する調査は他になく、本調査結果は、今後活用しうる基礎資料として意義のあるものとする。

### 1. 空き家活用拠点の現状と確保のきっかけ・方法

空き家活用拠点がある地区数は、「1か所」6（28.6%）、「2か所」4（19.0%）、「3か所」1（4.8%）、「4か所」2（9.5%）、「8か所」1（4.8%）、「9か所」2（9.5%）、「10か所」1（4.8%）、「以前はあったが今はない」が3（14.3%）、無回答1（4.8%）であった。「1か所」が最も多く、次いで「2か所」で、1～2か所が半数を占めた。（図S2）。

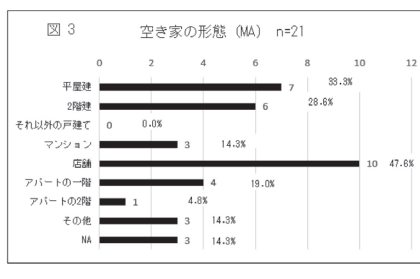
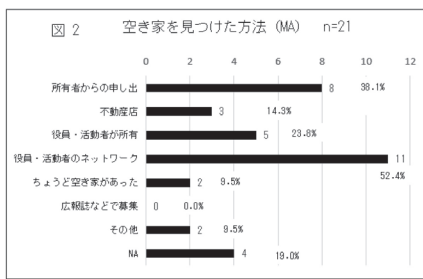
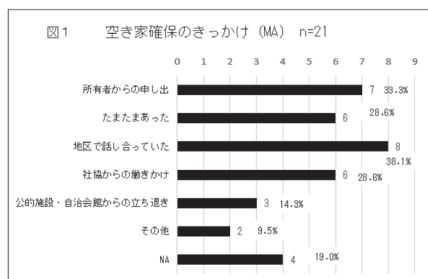
空き家確保のきっかけは、主体的な取り組みである「地区で話し合っていた」は8（38.1%）、「市町村社協からの働きかけ」は6（28.6%）、偶発的な「所有者の申し出」は7（33.3%）、「たまたまあった」

は6（28.6%）であった（図1）。

空き家を見つけた方法については、「役員・活動者のネットワーク」が11（52.4%）と最も多く、次いで「所有者からの申し出」が8（38.1%）、「役員・活動者が所有」5（23.8%）、「不動産店」3（14.3%）であり、「広報誌などで募集した」という回答はなかった（図2）。「不動産店」の3市町村社協は、空き家活用拠点が「9か所」「10か所」と回答した市町村社協であり、財源はいずれも市町村補助金ないし委託金であり公的補助等がある地域であった。

空き家の形態は「店舗」10（47.6%）、「平屋建て」7（33.3%）、「2階建て」6（28.6%）で（図3）、入口のある階に日常使用する空間を確保できる「店舗」と「平屋建て」が、活用されている。空間条件については、「1階に続き間があるか」を聞いたところ、「全地区にある」5（23.8%）、「全地区ではないがある」が5（23.8%）で、「ある」という回答は合わせて10（47.6%）（図S3）であった。「1階に続き間含めて20㎡以上の部屋があるか」については、「全地区にある」6（28.6%）、「全地区ではないがある」8（38.1%）で、「ある」が合わせて14（66.7%）（図S4）であった。「1階に続き間含めて20㎡以上の部屋がもう一室あるか」については、「全地区にある」4（19.0%）、「全地区ではないがある」が5（23.8%）で、「ある」が合わせて9（42.9%）であった（図S5）。7割近くが望ましい条件を持つ地区があると回答し、4割がより望ましい条件を持つ地区があるとの回答であった。

空き家を借りる際の条件については、「特になし」が7（33.3%）、「保険（火災等）加入」が7（33.3%）、「借り受け後の保全や修理の負担」が5（23.8%）。「速やかな立ち退き」は4（19.0%）、「契約者を市町村



社協とする」「修理の負担」「火器の不使用」はそれぞれ3 (14.3%)、「定期借家」2 (9.5%)、「当初の片づけ負担」1 (4.8%)であった(図4)。借り受けに際して特別な条件を課す例は少なく、一般の賃貸契約では通常見られない「借り受け後の保全や修理の負担」「当初の片づけ負担」を求められたとの回答は少なかった。

築年数は「25～40年」が最も多く11 (52.4%)、次いで「40年以上」8 (38.1%)と築古物件が多い(図S6)。賃貸料等は、「負担なし」は4 (19.0%)「市場より低額」8 (38.1%)、「固定資産税相当」が3 (14.3%)で、「市場価格程度」は3 (14.3%)と、多くが無料又は低額であった(図S7)。「市場価格程度」の3市町村社協はいずれも市町村の補助等がある地域であった。このうち、賃貸料負担のある地区が1か所もないと回答した社協が3社協あり、それを除く18社協について、その賃貸料負担を月額できいたところ、「1万円以下」が2 (11.1%)、「2～4万円」が6 (33.3%)、「5～7万円」が6 (40.0%)、「8～10万円」が4 (22.2%)、「11万円以上」が3 (16.7%)であった(図S8)。「11万円以上」の3市町村社協は、いずれも市町村の補助等がある地域であった。

賃貸料等の財源については、「市町村補助金」「市町村社協補助金」である地域がそれぞれ7 (38.9%)あり、地区会費1 (5.6%)、「住民の寄付金」と「地元企業寄付金」はいずれも0であった。「その他」3 (16.7%)は、介護報酬、利用料、市の委託金であった(図5)。8か所以上の地区に空き家活用がある地域はいずれも市町村からの補助金等が活用されている。

当初の家財道具の状態については、「少ない」11 (52.4%)、「なし」10 (47.6%)、「かなりあった」2

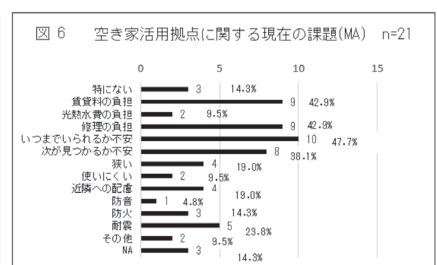
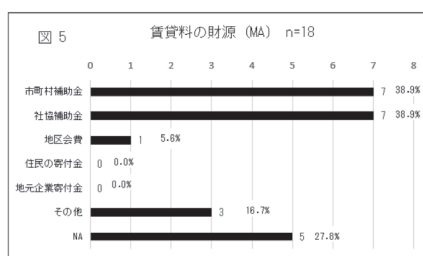
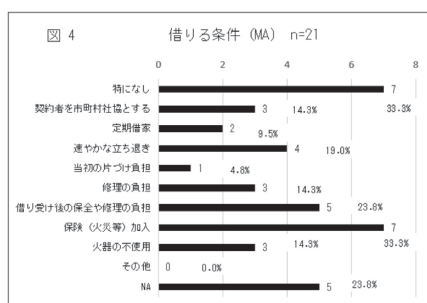
(9.5%)であった(図S9)。「かなりあった」と回答した2市町村社協は、空き家確保の方法を「所有者からの申し出」「役員・活動者のネットワーク」「ちょうど空き家があった」と回答した市町村社協であった。多くは、当初の片づけの負担がなく借り受けている。

なお、本調査は、空き家活用拠点を持つ地区があり、かつ生活支援活動を実施あるいは検討している地区があると回答した市町村社協を対象としたが、回答した21市町村社協のうち、現在、空き家活用拠点をもって生活支援活動を実施している地区が「全地区にある」市町村社協が5 (23.8%)、「実施地区がある」5 (23.8%)で、「ない」は9 (42.9%)であった(図S10)。地区での検討段階にあり実施にいたっている地区がまだない市町村社協が4割であった。

## 2. 空き家活用の良さと課題

空き家活用の良さと思うことで多かったのは、「気軽に立ち寄れる」15 (71.4%)、「地域に溶け込める」15 (71.4%)、「自分たちの場所という意識が持ちやすい」が14 (66.7%)で、「無料や低額で借りられる」は8 (38.1%)、「くつろげる」5 (23.8%)、「公共施設と違い自由度が高い」4 (19.0%)であった(図S11)。空き家活用が与える活動者や利用者の心理的な効果に関する者の割合は高いが、財源がなくても借りられる可能性に直結する「無料や低額で借りられる」は4割にとどまった。

空き家活用拠点の現在の課題については、財源確保に関わる「賃貸料の負担」と「修理の負担」がそれぞれ9 (42.9%)、空き家確保の困難さを背景とする「いつまでいられるか不安」が10 (47.6%)、「次が見つかるか不安」が8 (38.1%)であった(図6)。このうち、特に課題であると思うこと(2つまで)は、



「いつまでいられるか不安」が最も多く6（28.6%）、次いで「賃貸料の負担」5（23.8%）、「修理の負担」4（19.0%）であった（図S12）。

市町村社協としての取り組みについては、「すでに取り組んでいる」10（47.6%）、「取り組む予定」1（4.8%）、「取り組めていない」8（38.1%）、「取り組むつもりはない」2（9.5%）であった（図S13）。「取り組むつもりはない」と回答した2市町村社協は、空き家活用の拠点が「以前はあったが今はない」と回答した3市町村社協のうちの2市町村社協であり、その理由は、「取り組む体制や財源の確保が困難」「現在の福祉委員会の活動においては自治会館の利用が有効的に活用されているため」であった。また、以前あった空き家活用の拠点確保のきっかけや方法がいずれも所有者の申し出であった市町村社協が1、きっかけや方法を把握していないが1であった。

## Ⅵ. 考察

### 1. 現在活用されている空き家活用拠点の物件条件

拠点に活用されている空き家は、築年数「25～40年」が52.4%、「40年以上」が38.1%を占めるなど築古物件が多くを占めている。空間については、入口のある階に、使用頻度の高い空間（オフィススペースやラウンジスペース）や人が集まる多目的集会スペースを確保しやすい「店舗」と「平屋建て」の物件が活用されている。望ましい条件である「1階に続き間含めて20㎡以上の部屋がある」のは7割弱（66.7%）あり、より望ましい条件「1階に続き間含めて20㎡以上の部屋がもう一室ある」があるのは、4割（42.9%）あった。茅ヶ崎調査から抽出された望ましい空間条件を、一定支持する結果であった。

### 2. 空き家活用拠点の確保を可能とした要因

空き家確保のきっかけは、「地区で話し合っていた」が最も多いが、そのような主体的な取り組みによる確保と偶発的なきっかけによる確保が概ね同割合であった。本調査では、偶発的なきっかけで拠点を確保した場合にその波及効果があるのか否かまでは把握できていないが、拠点確保に空き家を活用することについて取り組んでいる市町村社協が回答社

協の半数にとどまっていることを踏まえると十分な支援体制があるとは言えないだろう。

また、空き家活用拠点のある地区が8～10か所と多い地域は、自治体の補助金や委託金など公的補助等による財源確保がされており、自治体の取り組み姿勢が重要であることが改めて確認された。

## 3. 空き家活用型拠点の課題

空き家活用型拠点の現在の課題は、賃貸料と修理の負担が4割ずつあり、財源確保についての課題は小さくないが、もっとも回答が多かったのは「いつまでいられるか不安」で5割弱ある。「次が見つかるか不安」も4割弱あり、物件の見つけづらさに関する課題も同様に小さくない。

財源確保は言うまでもなく重要であるが、それが得られない場合、賃貸料の負担については、無料又は低額での確保ができれば乗り越えることができる。「修理の負担」についても、当初あるいは一定期間経過後の一時期に確保できればよい経費であり、単発の補助金や寄付金等が確保できるのであれば、乗り越えることができる。しかし、空き家活用の良さとして無料又は低額で借り受けることができるという可能性について認識している市町村社協は4割にとどまり、その認識は高くはない。現実的に情報もなく確保が容易でないことが一因であろう。本研究がテーマとする、無料又は低額での確保を検討する場合、物件の見つけづらさは、最も大きな課題といえる。

空き家は増加するものの、無料又は低額で確保できる空き家情報は市場にのらず入手困難である。空き家活用を進める上で、これら市場にのらない空き家情報の入手環境整備は重要な条件といえる。

## Ⅶ. 結論

地区社協など住民活動拠点の確保を推進する上では、公的補助等の整備が効果的であり、その充実がさらに望まれるが、空き家活用拠点であれば無料又は低額での拠点確保が可能となり公的補助の有無のみに左右されない確保が可能である。空き家を無料又は低額で確保する可能性を高めるためには、現在未整備な、市場に出ない物件の情報を住民が入手し

やすくするような情報提供環境の整備が必要である。また、現在は一部の取り組みにとどまっている空き家活用拠点確保であるが、その実例からノウハウを引き出し、他の地区や地域に、それを移転するための市町村社協等による支援が望まれる。

空き家活用拠点確保の支援体制について、自治体ならびに市町村社協等による積極的な支援、空き家情報提供環境の整備が必要である。

### おわりに—残された課題と今後の研究

空き家活用拠点確保に関して、偶発的なきっかけから発した地区があるのは8 (38.1%) 社協で、「所有者の申し出」が7 (33.3%)、「たまたまあった」が6 (28.6%) あった。これら、偶発的に空き家活用拠点を確保できた地区が、それ以前から生活支援を実施して必要性からたまたま確保可能な物件に出会って確保に至ったのか、あるいは、たまたま確保できたことで生活支援活動に着手できたのかなど、活動と拠点確保の関係性については本調査では把握できておらず、次の課題である、今後、順次、空き家活用拠点を確保し、生活支援活動を実施している地区社協の現地調査を実施する予定であるので、その中で詳細の把握を行っていききたい。

本調査は、JSPS科研費JP19K02269の助成を受けたものである。(「住民福祉活動の拠点確保における空き家活用方策に関する研究」令和元年度～令和4年度、研究代表者：中村美安子)

### 注

(注1) 総務省『住宅・土地統計調査』では、「賃貸用又は売却用」等をのぞく住宅を「その他住宅」と区分している。また、国土交通省は、全住宅に占めるこれら住宅の増加とその管理不全による防災・防犯・衛生・景観に与える外部不経済、不動産の物件の市場性の低下、不動産としての有効活用機会損失につながる懸念を課題視している。

(注2) 地区社協は、社協が進めてきた自治会町内会など地域型組織を構成メンバーとする住

民福祉活動の任意組織である。地域によって校区福祉委員会など名称は多様であったが、昨今、自治体が進めるコミュニティ協議会の福祉部門として設置されるなど形態の多様化が進んだことから、諸々の形態を包括する名称として「地域福祉推進基礎組織」を使用することを全社協が提示している。

(注3) 2016年10月18日～11月21日を期間に、郵送調査により実施した。回収率は、51.7% (477団体) であった。調査票郵送後に地区社協がなかったり、拠点がなくともかかわらず『全社協調査』に「ある」と誤回答したと連絡があった社協が16あったため、母数は922とした。

(注4) 本調査では、全ての地区で生活支援に取り組み、住民福祉活動拠点を設置している神奈川県茅ヶ崎市の地区社協ボランティアセンターのうち、空き家を活用している6地区(空き家活用拠点がある地区の全数)を対象に現地調査を実施した。活動拠点を訪問し、建物図面を作成するとともに活動者へのヒアリングを行い、拠点確保の端緒と経過、空き家探しの方法、空き家探しにおいて物件に希望した条件、管理方法、活動拠点の現状と課題を把握した。期間は、2015年6月29日～2016年3月8日。

(注5) 活動拠点に戸建住宅、アパート、マンション、店舗などを活用している地区があるかと問うたところ、「ほとんどの地区にある」9 (1.9%)、「半分くらいの地区にある」2 (0.4%)、「一部の地区にある」47 (9.9%) で、あわせて58市町村社協 (12.2%) であり、生活支援活動を実施あるいは検討している地区があると回答したのはこのうち47市町村社協であった。

### 参考文献

小松尚, 辻真菜美, 洪有美 (2007) 「地域住民の居場所となる交流の場の空間・運営・支援体制の状況—地域住民が主体的に設立・運営する交流の場

- に関する研究その1—』『日本建築学会計画系論文集』72 (611), 67-74.
- 森一彦・加藤悠介・松田雄二他編著 (2018) 『福祉転用による建築・地域のリノベーション—成功事例で読みとく企画・設計・運営』学芸出版社.
- 盛永由衣・片方信也・小伊藤亜希子・廣瀬雄一 (2006) 「地域住民が集えるまちなかの居場所づくり活動に関する研究—運営者に対する調査から—」『平成18年度日本建築学会近畿支部研究報告書』, 77-80.
- 中村久美子 (2009) 「地域コミュニティとしての「ふれあい・いきいきサロン」の評価」『日本家政学会誌』60 (1), 25-37.
- 中村美安子・大原一興・藤岡泰寛 (2018) 「空き家活用による住民福祉活動拠点に関する研究—地区社会福祉協議会に関する全国調査から」『神奈川県立保健福祉大学誌』15 (1), 29-37.
- 中村美安子・大原一興・藤岡泰寛 (2019) 「空き家活用による住民福祉活動拠点の確保に関する研究—生活支援に取り組む住民福祉活動拠点に適した空き家の条件—」『建築計画系論文集』84 (758), 839-848.
- 中村美安子・大原一興・藤岡泰寛 (2022) 「成年後見人が管理する空き家の活用可能性と条件—空き家活用による住民福祉活動拠点の確保に関する研究」『日本建築学会技術報告集』2 (68), 397-401.
- 中園真人・繁永真司・加登田恵子ほか (2008) 「定期借家方式により福祉施設に改修された伝統民家の再生プロセス—定期借家方式による民家再生システムに関する研究—」『日本建築学会計画系論文集』73 (631), 1953-1960.
- 総務省 (2019) 『平成30年住宅・土地統計調査』, 2.
- 全国社会福祉協議会 (2020) 『社会福祉協議会活動実態調査等報告書2018』, 46.
- 全国宅地建物取引業協会連合会 (2016) 『空き家所有者に関するアンケート調査及びインタビュー調査報告書』, 4.



